

「令和8年度 就学継続支援員配置事業」委託業務 企画提案募集要領

この要領は令和8年度「就学継続支援員配置事業」業務委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

なお、本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、令和8年度予算成立及び交付決定後に効力を生じるものである。

国会または県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合、または、企画提案内容に対する内閣府による確認が得られなかった場合、契約を締結しないことがある。

1 事業の目的

不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、支援を必要とする県立高等学校へ就学継続支援員を配置し、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制を構築する。就学の継続について校内外で支援することにより、中途退学率の改善を図り、貧困の連鎖を断ち切る。

2 業務の概要

- (1) 事業名 : 就学継続支援員配置事業
- (2) 事業期間 : 契約締結の日から令和9年3月12日まで
- (3) 事業内容 : 「就学継続支援員配置事業」企画提案仕様書(別添1)のとおり
- (4) 委託料上限額 : 委託料金65,625千円以内(消費税及び地方消費税含む)
※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案仕様書(別添1)の内容に係る予算規模を示したものである。提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。
※ 消費税及び地方消費税の税率は10%とする。

3 企画提案の手続きに関する事項

(1) 参加要件

本事業は、沖縄県が企業、NPO等の単独法人又は複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という)に委託して実施する。

委託に当たって企画提案を募集するが、これに参加できる者は、次のア〜クの要件をすべて満たす単独法人またはコンソーシアムとする。

なお、要件エについては資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。

ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など)でないこと。

イ. 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関

- する規定第7条第2項（昭和47年7月20日告示第69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ. 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ. 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ① 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- オ. コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと。
- カ. 県内に事業所を有し、県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。
- キ. 高校生の就学支援について、総合的に実施できる者であること
- ク. NPO法第28条に規定する事業報告書等について、同法第29条の規定に基づき提出していること。

(2) 担当課

沖縄県教育庁県立学校教育課

所在地 〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮1丁目2番16号

電話 098-866-2715

E-mail aa315028@pref.okinawa.lg.jp

(3) 企画提案応募要領等の配布

ア. 配布方法 : 沖縄県教育委員会ホームページに掲載

イ. 掲載期間 : 公告の日～令和8年3月25日（水）

(4) 企画提案に係る説明会の開催

ア. 日時 : 令和8年3月11日（水）14:00～15:00

イ. 場所 : 旧県立図書館3階会議室

ウ. 留意事項 :

① 説明会参加希望者は、令和8年3月5日（木）16:00までに電子メール（前

記(2)担当課アドレス宛て)にて「【様式1】説明会参加申込書」により申し込みを行うこと。説明会参加人数は1社につき1名とし、本要領のほか関係資料を持参すること。

- ② 募集要領、企画提案仕様書の内容及び業務遂行に係る質問については、「【様式2】質問事項」により説明会前（令和8年3月6日(金) 14:00）まで受け付け、説明会時に全ての参加事業所に回答する。

(5) 企画提案応募申請書の提出

ア. 提出書類

本業務の企画提案に参加できるのは、(4)の説明会に参加した者で、事前に企画提案参加届を提出した者に限る。参加希望者は、「【様式3】企画提案応募申請書」及び「【様式4】誓約書」を提出すること。なお、コンソーシアムによる企画提案の場合は、「【様式5】コンソーシアム協定書」の写しをあわせて提出すること。

イ. 提出方法

持参または郵送により、前記(2)の担当課に提出すること

ウ. 提出期限

令和8年3月13日(金) 16:00まで

ただし、郵送する場合は、封筒に「企画提案応募申請書」在中の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方式により、期限までに到達するように送付すること。

なお、企画審査への参加資格決定の可否については、3月16日(月)までに担当課より連絡する。

(6) 企画提案書の提出

ア. 提出書類

- ① 企業概要・業務実績（A4判縦1枚に収めること）
- ② 企画提案書【様式6】
A4版縦置き横書きを基本とする。必要に応じA4番横置き縦書きも可とする。
- ③ 経費見積書【様式7】
- ④ 任意の企画書（A4判縦とする・A3判用紙の折り込みは不可）

イ. 提出部数及び方法

上記①～④をそれぞれ7部持参または郵送により、前記(2)の担当課へ提出

ウ. 提出期限

令和8年3月18日(水) 16:00まで

ただし、郵送する場合は、封筒に「企画提案書」在中の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方式により、期限までに到達するように送付すること。

4 企画提案の審査に関する事項

(1) 審査方法

ア. 日 時：令和8年3月26日(木) 10:00～12:00（予定）

イ. 場 所：旧県立図書館3階会議室

- ① 応募のあった提案について、応募者多数の場合は、県立学校教育課において書類による事前審査を行い、上位数社程度を選定する。応募業者へは個別に結果を連絡する。
- ② 事前審査にて選定された業者は、上記日程のとおり、企画提案の審査を行う。
- ③ 企画提案書の内容、提案等を含め総合的審査の上、優先交渉権者を決定する。

(2) 主な審査項目
企画提案の審査は、企画提案審査基準に基づく評価により行う。

(3) 審査結果の通知
審査の結果は、全ての提案者に文書により通知する。

5 契約に関する事項

(1) 契約締結の手続き

ア. 県は企画審査の評価の結果、優先交渉権者を決定したときは、改めて業務仕様書を作成した上で契約の相手方から見積書を徴し、沖縄県財務規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わす。

イ. 県は契約の相手方が提出した企画提案書をもとに業務仕様書を作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で作成する場合がある。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなくてはならない。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

6 企画提案書の作成上の留意事項

(1) 企画提案書は提案者1者につき1提案のみを受け付けるものとし、提出期限後の差し替え及び撤回は認めない。

(2) 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。

(3) 前記2の(4)で示す委託料上限額を超える企画提案書は無効とする。

(4) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書は無効とする。

(5) 企画提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(6) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

(7) 企画提案の採否についての異議申し立て等は受け付けない。

(8) 企画提案仕様書において示した事業内容以外に、必要と考えられる事項がある場合は、企画提案書において提案すること。

(9) 提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を一部変更する場合がある。

(10) 本事業を実施するにあたり、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じることとする。

(11) 本事業の概要、企画提案書の作成等については、本要領のほか、企画提案仕様書を参照すること。

7 その他

特記事項なし